

[研究ノート]

災害時における保育実習・教育実習内容の一考察
—新型コロナウイルス感染拡大防止下の実習に関する対応—

A Consideration on Practices in Nursery Schools and Kindergartens under Big
Disasters: How Practices in Nursery Schools should be made with Prevention to
Spread of Coronavirus Infection

志濃原亜美

大熊美佳子

三好力

浅井拓久也

北澤明子

鳥海弘子

関維子

Ami Shinohara

Mikako Okuma

Chikara Miyoshi

Takuya Asai

Akiko Kitazawa

Hiroko Toriumi

Yuiko Seki

キーワード：保育実習、教育実習、コロナ禍の実習

要約：新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、人々の生活や行動の在り方が混乱し、人々の生活様式は変化を迫られている。本研究では、1918 年ごろから流行した「スペイン風邪」の記録における人々の行動変容、子どもや若者の状況を概観しながら、2020 年に流行した新型コロナウイルス感染症拡大防止下でその資料がどのように活かされているかという現代への示唆、また新たな感染症の発生時に向けた教育方法について考察した。

具体的には、新型コロナウイルス感染拡大防止下の保育者養成校における保育実習・教育実習に着目し、ポストコロナ（新型コロナウイルス感染状況下、または感染が終息する次の時代）に向けて、実習の在り方を検討するために A 短期大学の実習の取り組みを明らかにし、新しい教育方法の一つの事例を示したうえで考察した。また、実習にオンラインを取り入れることなどポストコロナの時代に向けた新たな実習教育システムへの構築が喫緊の課題であることを提起した。

はじめに

2019 年 12 月頃から中国武漢で発生したとみられる新型コロナウイルス感染症の影響により、未だ国際社会が混乱している。それに伴い我が国においても、感染が懸念された 1 月には、厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令」(2020 年 1 月 28 日)を施行している¹⁾。国際的にも WHO は、同年 1 月 30 日に「新規コロナウイルスに関する IHR 緊急委員会に関する WHO 事務局長の声明 (2019-nCoV)」で「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を発表し²⁾、3 月 11 日には「COVID-19 に関するメディアブリーフィングでの WHO 事務局長の開会の辞」でいわゆる新型コロナウイルス感染拡大のパンデミック宣言をした³⁾。このように、世界的な災害とも言える状況において、我々は日々生活し、学業や経済活動を続けていかなければならない。

我が国でも、その後の感染拡大、防止の措置として、2020 年 3 月 2 日には全国的な学校の休校、緊急事態宣言における外出自粛を強いられ、国民生活、経済活動、教育、子どもの育ちにも大きな影響がでているところである。

本稿では、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた実習の取り組みについて明らかにするとともに、このような状況下での大学教育とりわけ保育者を養成するための保育実習、教育実習の在り方について検討し、実習における感染予防や危機における教育の方法について提言することを目的としたい。

1. 100 年前における感染症の流行と保育者養成

100 年前に流行した「スペイン風邪」に関わる記録として、内務省衛生局によって 1922 年に刊行された『流行性感冒』がある。本書は、2008 年に『流行性感冒－「スペイン風邪」大流行の記録』として平凡社より翻刻版が出版されており、それによれば、パンデミックによって、学校や劇場、飲食店、電車、葬儀などの「公衆の集合場を閉鎖すること⁴⁾」とクラスター発生予防を促している。特に学校では、子どもたちの相互の接触が避けられない場所となるが、都会と田舎では、接触の機会

が異なること、学校閉鎖によって公衆の予防などが効果的であること、学校閉鎖や再開で子どもや教員の負担が増えることのないよう、また新たな流行を避けることなどが述べられている⁵⁾。このことは、現状の日本における新型コロナウイルス感染症予防措置の場合と同様であり、小学校や幼稚園では、休みが続く上に遊び場もない現状が問題となった。

また、『流行性感冒』では、富士川游著『日本疫病史』を挙げて、そもそも感染症は、現在わかっているだけでも 862 年から 1867 年までで 50 弱の流行をみたと述べている⁶⁾。近年、東日本大震災や各地での豪雨災害⁷⁾など一定地域における災害があり、その場合は、他の地域からの協力、応援を求めることが可能であるが、我々がややもすると忘れがちな日本全域、世界規模の感染拡大においては、一定地域で災害があっても救助に赴くことすら困難である、ということを忘れてはならないと教えてくれる。

速水(2006)は、スペイン・インフルエンザについて、日本における資料がほとんどなく、海外においても、同様であることを示唆し⁸⁾、この感染症が歴史から忘れられていることを述べている。

それでも、新聞記事などから小学校の休校や日々の感染状況などは伝えられており、この時代の前後にあった第一次世界大戦や関東大震災のインパクトが大きいのも忘れられた要因であろう。また、感染予防のポスターが張られ、注意喚起を促すなど、現在のような TV やインターネットなどの情報が容易に使用できる状況ではないなか、小学生の児童に配布し家庭での感染防止を呼び掛けるなどの対策も取られていた⁹⁾(図1)。



図1 「スペイン風邪」流行時のポスター^{註1}

『流行性感冒』左 p 185、右 p 186

この時代の小学校については、明治期に成立した学制、教育令、学校令がある。学校教育についてはある程度浸透していたと思われるが、幼児教育についての制度には 1926 年 4 月に定められた幼稚園令がある。明治期には日本で最初の幼稚園である東京女子師範学校附属幼稚園や

二葉保育園などがあつたが、幼児教育施設の数はいくつか、一般に子どもたちが通うようになったのは、幼稚園令が定められたのちのことである。また、東京女子師範学校では、明治期に保育者の養成を始めていたが、日本初の保育者養成機関である「東京女子師範学校保姆練習科」は、一年で廃止され、その後は卒業生らによって鹿児島や大阪、愛知といった地方で、「見習生方式」などの形で行われていた¹⁰⁾。そこでは、「実地保育」(現在の実習)に多くの時間が割かれていた¹¹⁾。どのような時代であっても、保育者を養成する場合は、経験知としての実習は重要視されており、実際にスペイン風邪流行当時の保育者の養成については資料がないばかりでなく、幼稚園が閉鎖になったのかどうかも有効な資料をみつけることができなかつた。

2. 新型コロナウイルスの現状と保育実習・教育実習にかかわる通知等

我が国における新型コロナウイルス感染の現状については、厚生労働省による、「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年 10 月 15 日版)」に見ることができる(表 1)。陽性者は 90,710 例、死亡者は、1,646 例と国際的にみれば、その数値は多いとはいえないだろう。それは、日本人の公衆衛生に対する意識の高さやマスク文化が影響しているという指摘もある。

表 1 新型コロナウイルスの状況 (10 月 15 日現在)¹²⁾

	PCR検査 実施人数(※3)	陽性者数	入院治療等を要する者		退院又は療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中(※4)
				うち重症者			
国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国 者を除く)	2,133,253 (+21,837)	89,637 (+549)※2	5,054 (-108)	146 (-4)※6	82,899 (+676)	1,645 (+8)	81 (-11)
空港検査	241,845 (+1,859)※7	1,058 (+3)	134	0	923 (+3)	1	0
チャーター便 帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	2,375,927 (+23,696)	90,710 (+552)※2	5,188 (-108)	146 (-4)※6	83,837 (+679)	1,646 (+8)	81 (-11)

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する青年層の対応についてみていく。

速水(2006)¹³⁾は、スペイン風邪について、軍隊や学校など集団生活の場で流行が拡大する感染症では、青年層の罹患について明確ではないとしながら、一定程度の特徴をとらえている例として慶応義塾大学を挙げている。そこでは、1917 年から 1921 年にかけての中途退学者と死亡者数について、スペイン・インフルエンザが流行したとされる時期の死亡率が急増し、病気による退学者が増えていることを指摘している。

現在の大学等の高等教育についても、文部科学省から大学等の臨時や遠隔授業の活用などの提案がなされており¹⁴⁾、特に大学生などの行動範囲が広く、活動の盛んな年代の感染に対する懸念も広がっている。100 年前同様、大学における退学者が今後増えるまたは入学者が減少することも想定されるだろう。実際、大学生等の経済的困窮の問題や遠隔授業に対する不満、健康不安なども報道されている。

文部科学省によれば、2020 年 5 月 12 日現在、全体の約9割の大学等が通常の授業の開始時

期等を延期しており、ほとんどの大学等が、遠隔授業の実施を決定若しくは検討している¹⁵⁾(表 2)。このような状況下での専門職を養成する実習は、可能なのであろうか。

表2 大学等の授業実施状況¹⁶⁾

	授業の開始時期を延期	例年通りの時期で実施	
		遠隔授業を実施・検討	その他感染予防に配慮
国立大学	78 校 (90.7%)	8 校 (9.3%)	0 校
公立大学	87 校 (82.9%)	14 校 (13.3%)	0 校
私立大学	715 校 (87.0%)	86 校 (10.5%)	1 校 (0.1%)
高等専門学校	50 校 (87.7%)	7 校 (12.3%)	0 校
(全体)	930 校 (86.9%)	115 校 (10.7%)	1 校 (0.1%)

(※) 表中の割合は、全国の学校数(短期大学部は母体大学と同一として集計)を母数としている。回答率は約 97.8%であり(全 1070 校中 1046 校から回答)、表の合計値は 100%とならない。「授業の開始時期を延期」には、時期を延期した上で遠隔授業を実施する学校を含む。公立大学・私立大学には、それぞれ短期大学を含む。

感染が広がりつつあった 2020 年 3 月 2 日には、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」が出されている。そこには、「養成施設にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと¹⁷⁾」とある。

また、文部科学省からは、5 月 11 日に「令和 2 年度における教育実習の実施期間の弾力化について(通知)」が出され、実習期間の弾力化が示された。その後、「令和 2 年度 に限り、教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う 授業により行うことができることとする¹⁸⁾」とする「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」も示された。

3. A 短期大学での保育実習・教育実習への対応

A 短期大学では、幼稚園教諭・保育士を養成する学科が 3 学科ある。2 年制の昼間に授業を開講する B 学科、3 年制の夜間に授業を開講する C 学科、幼稚園教諭及び保育士養成のほか、その他幅広く子どもについて学ぶ 3 年制の D 学科である。

幼稚園教諭のための幼稚園実習は、前期・後期に 2 回に分けてそれぞれ 2 週間ずつ実施し、保育士養成のための保育実習 I (保育所) 及び保育実習 II は、2 週間ずつ実施し、保育実習(施設)は一度で 10 日間行う。

A 短期大学では、授業が 2020 年 4 月より休校、5 月より遠隔授業に変更されたこと、4 月には、

地域の福祉施設でのクラスター発生などにより、実習教育について、以下のように決定した(表3)。

表3 A 短期大学における新型コロナウイルス感染拡大下の実習対応

実習名	対応1	対応2	根拠
幼稚園実習(前期)	5日に短縮	一部代替演習	文部科学省「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について(通知)」(2教教人第5号)
幼稚園実習(後期)	延期の上5日間に短縮	一部代替演習	
保育実習Ⅰ(保育所)	実施予定		
保育実習Ⅱ	中止	代替演習	厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」
保育実習Ⅰ(施設)	中止	代替演習	

A 短期大学では、卒業年度生の6月期に幼稚園実習(後期)の履修者172名、同10月期の履修者54名、計226名の学生が2週間の予定で実習を受ける予定であった。しかし、大学の休校、遠隔授業、受け入れ幼稚園の休園などで実習の目途が立たず、6月期の実習については、当面期限なしの延期の措置をとった。その後、文部科学省の「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について(通知)」を受け、10月期に5日間行うこととした。

卒業年度生ではない11月期に幼稚園実習(前期)の履修者は、212名であり、2週間で実習を受ける予定であった。しかし、幼稚園側からの受け入れ中止も数か所あり、実習を受ける学生機会均等の観点、また「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について(通知)」を受け、5日間で行うことにより、希望者全員が履修出来る運びとなった。

保育実習Ⅰに含まれる施設実習は、卒業年度生が7月から9月期にかけて行う予定であったが、近隣の福祉施設でのクラスター発生や近県での乳児院のクラスター発生、加えて平常時においても感染症に対し抵抗力のない利用者が生活する福祉施設での実習は、感染のリスクが高いと判断し、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」を受け中止を決定した。

保育実習Ⅱでは、卒業年度生の8月期の履修者57名、同10月期の履修者172名、計229名の学生が2週間の予定で実習を受ける予定であった。しかし、幼稚園実習の延期と後期の授業の両立の困難や保育所側の受け入れ中止により、学生に負担なく、かつ等しく実習を行わせることが困難であるとの認識で、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」を受け中止を決定した。

実習は100年前の保育者養成から重要視されており、学生の学びも深くなる科目である。特に乳幼児や福祉施設の利用者を対象とする実習は、実習生、利用児者ともに関わりも密になることが想定される。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から人との接触を極力避けることと、保育

者養成における実習の在り方は相反しているといえる。

4. 教育実習・保育実習の代替演習とポストコロナ時代の実習に向けて

教育実習、保育実習共に中止もしくは弾力化した際には代替の演習が求められている¹⁹⁾。その内容については以下のとおりである。(表 4、表 5)

表4 A 短期大学における幼稚園実習代替授業一部(内容編集)

幼稚園 実習 (前期)	1、子どもの発達
	2、発達をふまえた部分実習の計画(1)絵本の読み聞かせ
	3、発達をふまえた部分実習の計画(2)手遊びとわらべうた
	4、前期実習とは(1)先輩の話
	5、前期実習とは(2)1日の保育の流れ(前2回)
	※事例をみて「1日の記録」(日誌)に起こす
	6、前期実習とは(4)1日の保育の流れ③ふりかえり
	7、発達をふまえた部分実習の計画(3)指導案の検討
	8、発達をふまえた部分実習の計画(4)指導案の修正
	発達をふまえた部分実習の計画(5)模擬保育
幼稚園 実習 (後期)	1、「秋の主活動案」の作成(全2回)
	2、保育の記録の考え方や保育の記録の記入の仕方について改めて解説する。
	3、幼児の活動や、環境構成、保育者(実習生)の動き等が記載された完成前の保育の記録の例を配付し、保育者の援助や配慮事項について記入し完成させる。完成後、解説を行う。
	4、指導案の作成方法について解説
	5、幼児の活動や、環境構成、保育者(実習生)の動き等が記載された完成前の指導案の例を配付し、保育者(実習生)の援助や配慮事項について記入し完成させる。完成後、解説を行う。
	6、4～5名のグループを作り、グループ内で各自が作成した「秋の主活動案」(1つ目)を、主活動の詳細、ねらいと内容、環境構成、選択した理由、当該主活動によって育まれることが期待される資質・能力について、5領域との関係性、について発表し、その内容についてグループ討議を行う。最終的に、グループとして1つ主活動を選び、主活動の指導案を作成する。
	7、グループごとに作成した主活動の指導案をもとに、模擬保育を行う。(全3回)
	8、前期の実習指導内で出した課題「手作りペーパーサートを使用しての自己紹介(1分程度)」を全員一人ずつ発表する。
	9、前期の実習指導内で出した課題「オリジナル手遊び(1分程度)」を全員一人ずつ発表する。

表 5 A 短期大学における保育実習代替授業一部(内容編集)

保育 実習 II	<課題>以下の指導案(全部で20通り)を作成し、提出してください。
	●1歳児対象●2歳児対象●3歳児対象●4歳児対象●5歳児対象のそれぞれに対し
	(1)絵本か紙芝居の読み語り *部分実習
	(2)絵を描く *部分実習
	(3)何かを作る *部分実習
	(4)運動 *全日実習
	<条件>
	・1つの指導案につき木曜日に配布する紙1枚(両面)でまとめること(木曜日の授業で一人1枚指導案を渡します。各自でそれを19枚コピーして20枚にしてもらいます)
	・提出する際はクリップで止める等、20枚がばらばらにならないようにする
・授業で習ったことを踏まえて書く	
・細かい条件は各自で設定する	
保育 実習 I (施設)	1、手洗い動画の作成(指導案の作成を含む)
	動画及び指導案の作成の意義と方法、留意事項について理解する。
	2、手遊び動画の作成(指導案の作成を含む)
	担当する種別の対象者理解、指導案の作成
	種別の対象者に対する理解を深め、対象者に合わせた支援内容について理解する
	3、部分実習を想定した動画の作成(指導案の作成を含む)
	担当する種別の対象者理解、指導案の作成
	対象理解に基づいた活動内容を考え、実践する力を身に付ける
	4、作成した動画の振り返り(DVD 作成)
	客観的な評価を踏まえた計画・実践・記録・省察及び改善の過程について実践的に学ぶ
	5、施設職員による講演(遠隔)
	乳児院、児童養護施設、障害児・者施設(入所・通所)等
	6、DVD 視聴、まとめ(種別ごとの施設理解)エピソード記録の作成
DVD の事例から、子ども・利用者と保育士のかかわりについて記録し、子ども・利用者の行動の意味や保育士の支援の意図について考察する。	
*実習施設との交流を図るため、学生が提出した動画をまとめた DVD を作成し、各実習施設に送付する予定	

幼稚園実習については、5 日間の実習を行うため、5 日分の補足的な内容、保育所・施設実習については、全てを代替授業で行うため、実習で行うべき内容を遠隔、若しくは対面で取り組む。特に施設実習については、体験でしか得られないような利用者の語りを盛り込むことや実習生と施設との連携を配慮して学生の成果物を実習先に送付することを計画している。

実習は、幼児教育や福祉の現場を実際に「体験的、総合的に理解できる重要な機会²⁰⁾」であり、代替の演習等については、文部科学省においても「可能な限り、受入先学校で行う教育実習と組み合わせて実施することについて検討することが望まれること²¹⁾」としている。

**教育実習（幼稚園）に向けての新型コロナウイルス（COVID-19）
感染・拡大防止に関する取り組みについて**

実習に向けて新型コロナウイルス（COVID-19）感染・拡大防止のために次のことを実施すること。

1. 感染防止に向けての行動
 - ・三密（密閉・密集・密接）を避けるようにする。
 - ・手洗いを励行する。
 - ・外出時にはマスクを着用する。
 - ・不特定多数が利用し、感染リスクが懸念される施設への出入り、飲食店での飲食を伴う集まり、旅行等、不要不急の外出を自粛する。
2. 実習に向けての感染拡大を防ぐための行動
 - ・毎日、検温・体調チェックを実施し、結果を健康管理表へ記録する。
 - ・実習初日の2週間前から実習2週間後まで、行動記録を行動記録表に記入する。
 - ・実習期間中、次のような症状があった場合には、実習園と学校（実習センター）に報告し、相談する。
 - ※発熱、のどの痛み、重度の倦怠感、味覚・嗅覚の異常、その他普段とは違う体調の異変を感じたとき
 - ・実習期間前後2週間に、前記のような症状があった場合には、学校（実習センター）に報告し、相談する。
3. その他
 - 厚生労働省が推進している、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にむけて開発された『新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA※）』をスマートフォンを利用している学生についてはダウンロードする。

以上のことを守り、新型コロナウイルスだけでなく、その他の感染症に罹患することなく健康な状態で実習に臨めるように努めること。

令和2年9月
〇〇短期大学

図 2 A 短期大学の教育実習（幼稚園）に向けての新型コロナウイルス（COVID-19）感染・拡大防止に関する取り組み

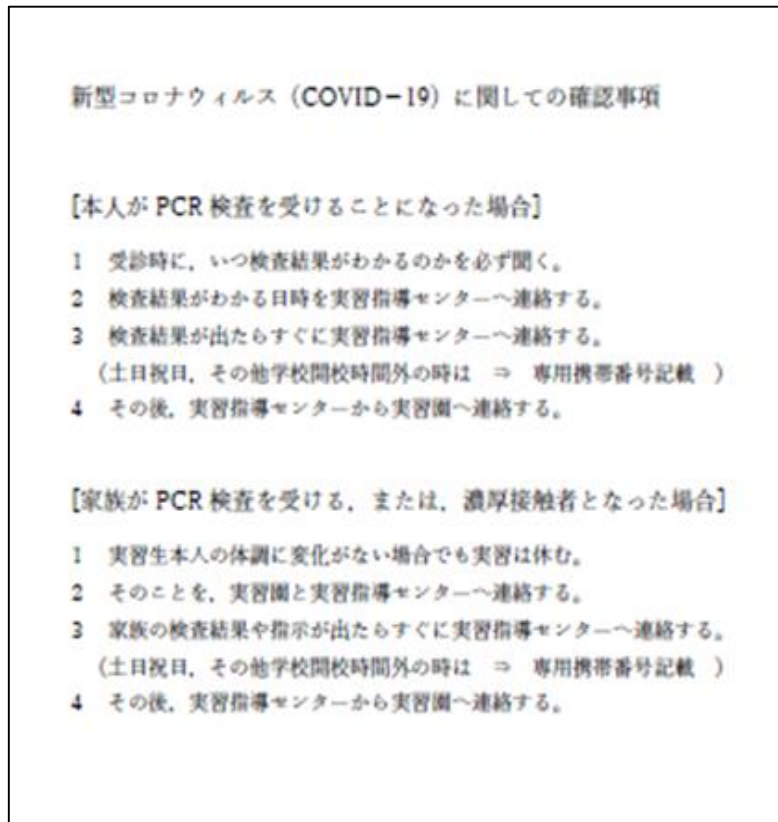


図3 A 短期大学の教育実習(幼稚園)に向けての新型コロナウイルス(COVID-19)感染・拡大防止に関する確認事項

また、幼稚園実習に行く際に従来の健康観察に加え、新たな健康観察の項目を作成し、さらに、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のマニュアルを示した(図2、図3)。実習事前授業については、実習2週間前は対面授業がなくなったので、実習1週間前に、数名ずつ Google が開発した学習システム Google Classroom 内の Google Meet で学生とつないで最終確認をオンラインで行い、決意表明と激励のための壮行会を行うなど、対面授業の補完として行った。2021年2月に実施した卒業年次ではない学生の保育所実習では、約200名の学生全員にPCR検査を実施したうえでの実習への派遣も検討した。新型コロナウイルス発生以前は、当たり前のように実習に行き指導も対面で行うため、対面ではない方法でいかに実際の実習に準ずるような教育ができるのか、ポストコロナに向けた実習教育のシステムを構築する必要がある。

5. おわりに

本稿では、コロナ禍という未曾有の災害によって保育・教育実習を行うことが困難、若しくは縮小した A 短期大学で暗中模索の中、学生や実習先の健康に配慮しながら学びを保障するための実

習の対応を明らかにし、感染拡大防止について、歴史からもアプローチした。

この論文を執筆している最中も新型コロナウイルス感染症の勢いは終わったわけではない。この世界規模の災害ともいえる感染拡大とそれによってもたらされた経済的被害や人と人との分断、場所の移動、様々なことが制限される世界は未だ解決していない。これからは持続可能なライフスタイルやこれまでの価値観を変えたシステム作りが様々な業界で行われるだろう。保育者養成においても同様である。

ポストコロナ時代に向けた実習教育やその研究、新たなシステムの構築は、喫緊の課題である。今後の課題として、代替演習についての実習生、実習園の反応を調査し、分析する、さらに実習一部にオンラインを導入することに対する調査を試みたい。特に、実習のオンライン化がキーワードになるであろう。保育者という人を対象とした職業は、そのなかでもどうしても人との関わりを密にしなければいけない仕事の一つである。保育者養成の要である実習もしかりである。これからの社会は ICT (Information and Communication Technology、情報通信技術) が今まで以上に活用されることが期待されている。著者の一人が数年前訪れたスウェーデンの教員養成校では、実習日誌をオンラインで記入していた。その時は「実習日誌は手書きが当たり前」と思っていたが、コロナ禍においては、人との接触を避けることや物の受け渡しを極力控える観点から実習日誌のオンライン化は、有効な方法のひとつだといえる。また、我が国でもコロナ禍で実習が困難になり「オンライン実習」の取り組み²²⁾²³⁾も試験的に行われている。ここでいう「オンライン実習」とは、A 短期大学の実践のような実習に行く代わりに代替実習としての演習ではなく、実習園と実習生をオンラインでつなぎ、子どもの様子や園での生活を観察したり、部分的な実習、例えば手遊びを子どもにみせたりするなどオンラインを使用した実習のことを指す。

災害は、どこでいつ発生するかわからない。今まで当たり前にあった日常が突然崩れてしまうかもしれない。持続可能な保育者養成をするためには、実習のオンライン化について検討していく必要があるだろう。

1) 厚生労働省 (2020) 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について (施行通知)」健 発 0 1 2 8 第 5 号

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf> (2020 年 11 月 1 日最終閲覧)

2) WHO. Director-General's statement on IHR Emergency Committee on Novel Coronavirus (2019-nCoV) [https://www.who.int/dg/speeches/detail/who-director-general-s-statement-on-ihr-emergency-committee-on-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/dg/speeches/detail/who-director-general-s-statement-on-ihr-emergency-committee-on-novel-coronavirus-(2019-ncov))、2020 年 1 月 30 日。(2020 年 11 月 1 日最終閲覧)

3) WHO. Director-General's opening remarks at the media briefing on COVID-19 - 11 March 2020 <https://www.who.int/dg/speeches/detail/who-director-general-s-opening-remarks-at-the-media-briefing-on-covid-19---11-march-2020>、2020 年 3 月 11 日。(2020 年 11 月 1 日最終閲覧)

-
- 4) 内務省衛生局 (2008)『流行性感冒－「スペイン風邪」大流行の記録』平凡社、p.90
 - 5) 前掲 4)、p.91
 - 6) 前掲 4)、pp.26－35
 - 7) 平成 24 年 7 月九州北部豪雨、平成 26 年 8 月豪雨、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨 (気象庁 HP より抜粋) など
 - 8) 速水融 (2006)『日本を襲ったスペイン・インフルエンザ』藤原書房
 - 9) 前掲 4)、p188

 - 10) 青山佳代 (2016)「日本の幼稚園創設期における保育者養成－「幼稚園保姆」を養成した人物と場所に注目して－」『愛知江南短期大学 紀要 45』、p.5
 - 11) 前掲10)、p.8
 - 12) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について (令和 2 年 10 月 15 日版)」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14155.html (2021 年 3 月 15 日最終閲覧)
 - 13) 前掲 8)、p.36
 - 14) 文部科学省「大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して 留意いただきたい事項等について (周知)」(2 文科高第 1 2 3 号)
https://www.mext.go.jp/content/20200420-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf、2020 年 4 月 20 日。(2020 年 11 月 1 日最終閲覧)
 - 15) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策に関する主な対応について」大学等の実施状況 https://www.mext.go.jp/content/202000513-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf (2020 年 11 月 1 日最終閲覧)
 - 16) 前掲 15)
 - 17) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000602227.pdf> (2020 年 11 月 1 日最終閲覧)
 - 18) 文部科学省「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について (通知)」2 文 科 教 第 403 号、https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt_kyoikujinzai01-000009279_1.pdf (2020 年 11 月 1 日最終閲覧)
 - 19) 文部科学省「令和 2 年度における教育実習の実施期間の弾力化について (通知)」(2 教教人第 5 号)
https://www.mext.go.jp/content/20200501-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf (2020 年 11 月 1 日最終閲覧)
厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000602227.pdf> (2020 年 11 月 1 日最終閲覧)
 - 20) 前掲 18)
 - 21) 前掲 18)
 - 22) 株式会社明日香 HP「明日香オンライン実習を実施」
<https://www.g-asuka.co.jp/topics/200903.html> (2020 年 11 月 1 日最終閲覧)
 - 23) 浅井拓久也・森下嘉昭 (2021)「指定保育士養成施設におけるオンライン実習の可能性と課題に関する研究 - オープンコーディングによる探索的な分析を通して -」『山口芸術短期大学研究紀要』(53)、印刷中.

注1 内務省衛生局 (2008)『流行性感冒－「スペイン風邪」大流行の記録』平凡社

(1922年に刊行された『流行性感冒』の翻刻版に)によるページ数。本書にはこれらのポスターは白黒だが、原本ではカラー印刷であるため、カラーのものを使用した。

左：朝日新聞デ 4月26日 <https://www.asahi.com/articles/ASN4S4CYPN4FUTIL01M.html>

(2020年10月15日最終閲覧)

右：東奥日報デジタル 5月23日 <https://www.toonippo.co.jp/articles/-/355868>

(2020年10月15日最終閲覧)

参考文献

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行 について (施行通知)」(健発0128第5号)、<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf>
(2020年11月1日最終閲覧)
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について (令和2年10月15日版)」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14155.html (2020年11月1日最終閲覧)
- ・NIID 国立感染症研究所 HP
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html> (2020年11月1日最終閲覧)
- ・WHO Director-General's statement on IHR Emergency Committee on Novel Coronavirus (2019-nCoV)
[https://www.who.int/dg/speeches/detail/who-director-general-s-statement-on-ih-emergency-committee-on-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/dg/speeches/detail/who-director-general-s-statement-on-ih-emergency-committee-on-novel-coronavirus-(2019-ncov))2020年1月30日。(2020年11月1日最終閲覧)
- ・WHO. Director-General's opening remarks at the media briefing on COVID-19 - 11 March 2020
<https://www.who.int/dg/speeches/detail/who-director-general-s-opening-remarks-at-the-media-briefing-on-covid-19---11-march-2020>、2020年3月11日。(2020年11月1日最終閲覧)
- ・青山佳代 (2016)「日本の幼稚園創設期における保育者養成－「幼稚園保姆」を養成した人物と場所に注目して－」『愛知江南短期大学 紀要 45』
- ・内務省衛生局 (2008)『流行性感冒－「スペイン風邪」大流行の記録』平凡社
(1922年に刊行された『流行性感冒』の翻刻版)
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000602227.pdf> (2020年11月1日最終閲覧)
- ・文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する主な対応について」大学等の実施状況
5月、https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_koutou01-000007371_01.pdf
(2020年11月1日最終閲覧)
- ・文部科学省「大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して 留意いただきたい事項等について (周知)」(2文科高第123号)
https://www.mext.go.jp/content/20200420-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
(2020年11月1日最終閲覧)
- ・文部科学省「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について (通知)」(2教教人第5号)
https://www.mext.go.jp/content/20200501-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
(2020年11月1日最終閲覧)
- ・文部科学省「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項」の送付について
https://www.mext.go.jp/content/202000403-mxt_kyoikujinzai02-000004520-2.pdf
(2020年11月1日最終閲覧)

・文部科学省「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」2 文 科 教
第 403 号、https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt_kyoikujinzai01-000009279_1.pdf
(2020 年 11 月 1 日最終閲覧)